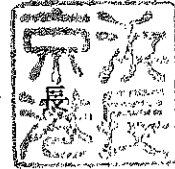


港長公示第 30-11 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 8 月 21 日

京 浜 港



京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域における航泊の禁止
について

京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域において、第 44 回金沢まつり花火大会が行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期 間

平成 30 年 8 月 25 日（土）

1730 から、花火の打ち上げが終了し、安全が確認されるまでの間
(2010 予定)

2 区 域 (別図参照)

北緯 35 度 20 分 13.81 秒、東経 139 度 38 分 17.44 秒 (世界測地系)
を中心とした半径 250 メートルの円内海域

3 標 識 (別図参照)

上記 2 区域南側海域 (金沢漁港と八景島の間) に、赤旗及び青色閃光
灯付オレンジ塗浮標が 4 基設置される。

4 制限事項

船舶は、上記 1 期間及び 2 区域において航行及び停泊してはならない。
ただし、当該花火打ち上げに従事する船舶、港長が許可した船舶及び
海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備 考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光
灯を点灯 (夜間) した警戒船が上記 3 標識の南側海域に 4 隻、金沢八景
大橋北東側海域に 1 隻配備される。

別 図

